

公告

次のとおり特定建設工事共同企業体による事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

令和02年05月14日

小牧市長 山下 史守朗

工事名	小牧市立小牧南小学校改築工事のうち建築工事（10072042）	
路線等の名称		
工事場所	小牧市若草町82番地	
工期	令和02年08月11日～令和05年03月01日	
工事概要	用途：小学校（校舎、体育館、プール、附属棟、外構 一式） 工事種別：新築 主要構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 規模：地上4階 敷地面積：21,694.67㎡ 延べ面積：11,340.73㎡ 上記における 建築工事一式 及び 既設棟解体工事一式 ※除：児童クラブ施設整備工事、図書館棟・特別教室棟の上屋解体 等	
予定価格	金3,319,000,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）	
低入札調査基準価格	【低入札調査基準価格】 有 低入札調査基準価格の算出方法：建築工事 【失格判断基準価格】 有	
入札等の方法	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を使用すること。 ・総合評価落札方式 ・特定建設工事共同企業体	
入札参加資格要件	構成員	2者
	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築一式について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店 小牧市内支店 愛知県内本店 愛知県内支店
	代表者となる構成員に必要な条件	(ア) 企業体に対する出資比率は、最大であること。 (イ) 入札参加申込書の提出日に1年7か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,400点以上を有すること。 (ウ) 過去10年間（平成22年4月1日から入札参加申込書を提出する前日まで）に、国内において、国又は地方公共団体が発注した新築、改築又は増築工事で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物における建築一式工事を元請として履行した実績があること。 なお、企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとする。 (エ) 配置する専任の監理技術者は、入札参加申込書を提出する前日までに元請として完了し、及び引渡した(ウ)に掲げる工事に従事した経験を有するものであること。
	その他構成員に必要な条件	第2構成員入札参加申込書の提出日に1年7ヶ月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が800点以上を有すること。
	配置技術者	建設業法第26条に定める当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置すること。
	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。	

<p>その他</p>	<p>(2) 小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 (3) 指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。 (4) 民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。 (5) 営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。 (6) 当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本を若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 株式会社久米設計 名古屋支社 (7) 経常建設企業体でないこと。 (8) 企業体に対する出資比率は、均等割の10分の6を下回らないこと。 (9) 本工事について、2以上の企業体の構成員でないこと。 (10) その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書【特定建設工事共同企業体】による。</p>
<p>入札参加申込書等の提出</p>	<p>入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書を電子入札システムにて提出しなければならない。また、技術資料及び企業体審査申請書等を小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出しなければならない。期限までに申込書等を提出しない者は、入札に参加することができない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 制限付一般競争入札（共同企業体）参加申込書（様式第2） ※電子入札システムにて提出すること。電子入札システムの入札参加申込書の入力時に、「JV参加」の口にチェックを付け、特定建設工事共同企業体名称を入力すること。 ※単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加すること。 ・技術資料 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合評価（簡易型）技術資料 ※提案に関する資料は技術資料と同時提出すること。 ・企業体審査申請書等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (2) 特定建設工事共同企業体協定書 (3) 委任状 <p>【提出期間】 令和 02 年 05 月 15 日（金） 午前 09 時 00 分 から 令和 02 年 06 月 01 日（月） 午後 05 時 00 分 まで</p> <p>【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
<p>設計図書の配布</p>	<p>あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。</p> <p>【配布期間】 公告日から入札参加申込書提出期限まで</p>
<p>現場説明会</p>	<p>無</p>
<p>提案に対する質問等</p>	<p>提案に対する質問は文書（任意様式）により、小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。</p> <p>【質問期限】 令和 02 年 05 月 21 日（木） 午前 10 時 00 分 まで</p> <p>【回答予定日】 令和 02 年 05 月 27 日（水） 午前 11 時 00 分 まで</p> <p>【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。</p>

設計図書に対する質問等	<p>設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。</p> <p>【質問期限】 令和 02 年 06 月 15 日（月） 午前 10 時 00 分 まで</p> <p>【回答予定日】 令和 02 年 06 月 24 日（水） 午前 11 時 00 分 まで</p> <p>【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。</p>
入札書及び工事費内訳書の提出方法等	<p>電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。</p> <p>【提出期間】 令和 02 年 07 月 06 日（月） 午前 09 時 00 分 から 令和 02 年 07 月 07 日（火） 午後 05 時 00 分 まで</p>
開札日時	令和 02 年 07 月 08 日（水） 午前 09 時 30 分
開札場所	小牧市役所本庁舎 4 階 契約検査課
落札候補者の決定	<p>落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。 開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。 なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p> <p>【提出書類】 （1）制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ※資料を添付すること。</p> <p>【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
契約書作成の要否	要
前払金及び中間前払金	有
入札保証金	免除
契約保証金	有
新型コロナウイルス感染症に係る入札の取扱い	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事の入札の取扱いについては別紙のとおりとします。
入札及び契約手続等	<p>地方自治法、小牧市契約規則（昭和 55 年小牧市規則第 11 号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成 20 年 3 月 28 日 19 小総第 1247 号）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成 18 年 9 月 6 日施行）、小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱（平成 20 年 2 月 5 日 19 小総第 1007 号）、小牧市入札参加者心得書及び小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書【特定建設工事共同企業体】を確認すること。 この工事の契約の締結については議会の議決が必要である。</p>
問い合わせ先	<p>小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市総務部契約検査課契約係 電話（0568）76-1103（直通）</p>

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事の入札の取扱いについて

I 施工実績の取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したのものとして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

ア 企業の施工実績

イ 配置予定技術者の施工実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

ア 企業の施工能力に関する事項に係る企業評価対象工事の施工実績

イ 配置技術者の能力に関する事項に係る技術者評価対象工事の施工実績

4 事後審査資料

落札候補者決定後の事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類

II 入札に係る書類の提出について（入札書を除く。）

入札参加者が提出する書面に押印が必要となる場合において、押印が困難なときは、押印は不要とします。

また、公告において持参により提出することとしている技術資料、企業体審査申請書等、各質問書及び事後審査資料について、持参が困難な場合には郵送（書留郵便に限る）により提出することも可能とします（提出期限内に必着とする）。

別記1 「総合評価に関する評価項目と評価基準」

1 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

A 施工上特に配慮すべき事項（配点9.9点）

番号	評価項目	評価基準	配点 (合計9.9点)	評価 項目数
①	施工上配慮すべき安全対策等に係る提案	施工上配慮すべき安全対策等や周辺環境への影響配慮について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記述について評価する。	3.85	7
②	居ながら改築工事を踏まえた対策に係る提案	施工中の教育環境に対する仮設等の配慮、影響、利便性及び動線確保について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた施工計画の記述について評価する。	2.2	4
③	市内業者の活用に係る提案	建設に向けて市民や市内事業者の関心の高い工事であり、地域経済活性化に対する要望も強いため、本工事請負者となった場合の地域事業者や資材等の活用内容について、具体的な優れた工夫の記述について評価する。	3.85	7

【配点方法】

①評価の対象となる提案項目数は、番号①及び③は7提案までとし、番号②は各4提案までとする。

②各課題等に対し、具体的工夫のある提案について下記のとおり配点する。

審査会委員11名の合計を配点する。

提案1項目につき審査会委員1名の配点：0.05点

提案1項目の配点幅：0点～0.55点（最大時は0.05点×11名＝0.55点）

③通常、一般的に実施されていると判断される提案又は発注者が設定している標準案（設計書・仕様書に基づき当然行うべき内容）と同様と判断される提案は評価しない。

④当該現場にふさわしくない内容の記述がある場合、評価対象とはしない。

⑤一つの提案内容（同一枠内）に記載されたもので、複数の提案が記載されていると判断した場合であっても一つの提案としてカウントする。この場合、提案中の最初に記載されたもののみ評価する。

（例：提案1の同一枠内に「Aを行う。」「Bを行う。」「Cを行う。」と記載されていた場合、「Aを行う。」のみ評価する。）

【記入方法について】

- ①各課題等に対し、具体的工夫のある提案とすること。
- ②提案内容は、具体的な根拠を伴い、確実に履行できる内容とすること。
- ③説明図が必要な場合は、添付資料として提出すること。

【記入上の留意事項】

- 技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、あらかじめ指定された材料・仕様の変更や、設計の変更は認められない。
- 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術提案は原則認められない。
- 下記に示すような提案内容については、評価の対象とはしない。
 - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」
「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」
「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)
 - ②提案の実行の有無が確認できないもの
(例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの)
 - ③提案の実行に確実性がないもの
(例：「監督員との協議により施工する」)
(例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)
 - ④実施することにより品質の低下が懸念されるもの

B（配点 7 点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
企業 の 施 工 能 力	①企業評価対象工事 の施工実績（過去10 年間：平成22年4月 1日から技術資料を 提出する前日までに 完了）※ ¹	施工実績を確認できるもの （コリンズ竣工時カルテ受 領書の写し等） （4件まで）	4件	4点
			3件	3点
			2件	2点
			1件	1点
			上記項目に該当しない	0点
	②ISO9001・I SO14001認証取 得の有無※ ²	取得済とわかる書類の写し	両方の認証を受けている	2点
			どちらかの認証を受けている	1点
			上記項目に該当しない	0点
	③国又は地方公共団体 における優良工事表彰 等の有無（過去5年間： 平成27年4月1日か ら技術資料を提出する 前日まで）※ ³	優良工事表彰された工事で あることを証明する表彰状 等の写し	表彰等あり	1点
			表彰等なし	0点

※¹ 企業評価対象工事は、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）のいずれかの構成員が元請として施工した建築一式工事のうち、次に掲げる工事とする。なお、企業体による場合の延べ床面積算定については、出資比率が20%以上の工事に限るものとし、出資比率で按分し算定した面積とする。（小数点以下切捨て）

評価対象工事：国内において、国又は地方公共団体が発注した新築、改築又は増築で延べ床面積11,000㎡以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事とする。

※² 企業体のいずれかの構成員が技術資料を提出する前日までに、入札に参加する支店・営業所が認証されていること。

※³ 優良工事表彰とは、企業体のいずれかの構成員が国又は地方公共団体から優良工事として表彰又は公表されたものとする（同業種に限定しない）。表彰等の日付が該当期間内のものを実績と認める。小牧市については、優良工事として公表されたものは、添付書類を必要としない。技術資料提出後に、小牧市の優良工事として公表されていたことが判明しても加点はしない。小牧市の優良工事の公表期間を過ぎているものについては、技術資料を提出する前に、小牧市役所契約検査課に確認すること。

C (配点 7 点)

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
配置技術者の能力	①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成22年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※3	施工実績を確認できるもの（コリズ竣工時カルテ受領書の写し等）（4件まで）	4件	4点
			3件	3点
			2件	2点
			1件	1点
			上記項目に該当しない	0点
	②工事成績の評定点（過去5年間：平成27年4月1日から令和2年3月31日までに完了した工事の内1件）※1※3	工事成績が確認できるもの（工事成績評点結果通知書等の写し）	80点以上	2点
			75点以上80点未満	1点
			75点未満又は実績なし	0点
	③継続教育（CPD）の取組実績※2※3	建築CPD運営会議が発行した実績証明書の写し	継続教育の証明あり	1点
			継続教育の証明なし	0点

※1 技術者評価対象工事は、企業体の代表者となる構成員が、元請として施工した建築一式工事のうち、次に掲げる工事とする。なお、企業体による場合の延べ床面積算定については、出資比率が20%以上の工事に限るものとし、出資比率で按分し算定した面積とする。（小数点以下切捨て）

評価対象工事：国内において、国又は地方公共団体が発注した建築一式工事のうち、新築、改築又は増築で延べ床面積 5,000 m²以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事における主任（監理）技術者または現場代理人での実績

※2 配置する技術者が、建築CPD運営会議に加盟する団体が発行するCPD（継続教育）の単位を平成31年4月1日から技術資料を提出する前日までの間に年間推奨単位（各団体の1年間の推奨単位（ユニット等））以上取得していること。

※3 企業体の代表者となる構成員が配置しようとする技術者の実績を求めるが、入札参加申込みの時点で配置技術者を特定することができない場合は、候補とするすべての配置技術者について資料に記入すること。①、②、③の実績は同一人のものであること。複数の候補者がいる場合は、その評価は①、②、③の加算点の合計が最も低い候補者のものを使用する。

D（配点6点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
地域精通度・地域貢献度	①企業体の構成員の営業所等の所在地※ ¹	/	小牧市内に本店を有する	3点
			小牧市内に支店、営業所を有する	1点
			上記項目に該当しない	0点
	②愛知県ファミリーフレンドリー企業登録の有無※ ²	企業登録証の写し	登録あり	1点
			登録なし	0点
	③障がい者雇用の有無※ ³	雇用を証明できる書類の写し※ ⁴	雇用している	1点
			雇用していない	0点
	④小牧市と災害時における応急対策業務に関する協定の締結の有無※ ⁵	小牧市と協定を締結している協定書の写し	協定あり	1点
			協定なし	0点

※¹ 本案件公告日における小牧市へ登録されている本店、支店、営業所

※² 本案件公告日までに、企業体のいずれかの構成員が登録されていれば認める。

※³ 「障がい者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率を達成しているもの、又は、雇用義務がなくても障がい者を雇用していれば認める。

※⁴ 常用労働者が45.5人以上の事業所は、ハローワークに提出する雇用に関する状況表の写し。常用労働者が45.5人未満の事業所は、雇用している従業員証、障害者手帳の写し。

※⁵ 本案件公告日までに、企業体のいずれかの構成員が締結していれば認める。

2 ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置技術者に対するヒアリングを行うことがあるが、ヒアリングを行う場合は、その日時・場所等について別途通知する。

3 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、1の評価基準で審査し算出する。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。

また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提

出は認められない。なお、この場合は加対象とならない。

4 提案の履行確認

ア 落札者の提案については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に加点評価された提案項目の内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行う。

加点評価されなかった提案項目についても履行することとなるが、内容によって実施することが好ましくない場合もあり、そうした項目の取扱いについては、監督員との協議により履行を認めない場合がある。

イ 受注者の責による提案の不履行が認められた場合には、再度の施工を求め、再度の施工が困難な場合には、契約金額の減額を行う。契約金額の減額Cは、 $C = \text{契約額} \times [1 - \{(100 + \text{不履行時の加算点}) \div (100 + \text{契約時の加算点})\}]$ により算出する。

ただし、不履行時の加算点が契約時の加算点と同じ結果になる場合、評価された提案の内容と実際の施工内容を基にして不履行時の加算点を算出することがある。

5 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。

低入札調査基準価格について

この工事の低入札調査基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	低入札調査基準価格		
<u>事後公表</u>	建築工事	予定価格 算定上の	$\left[\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 90\% \times 90\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 85\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right]$ の合計額(千円未満切捨て) ×1.1(消費税及び地方消費税)

- ※ 上記により算出した額が予定価格の100分の85を超える場合は100分の85に相当する額、また100分の70に満たない場合は100分の70に相当する額とする。
- ※ 建築工事において直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合（仮囲い、交通誘導員、室内環境測定、ガス工事、廃材処分費等）は、直接工事費に加えて算出する。

支払い条件の注意事項

小牧市工事請負契約約款の規程に基づき前払金等を支払うものとし、多年度にわたる業務の支払いについては以下のとおりとする。

出来高予定	令和2年度末の出来高予定は34.33%とする。 令和3年度末の出来高予定は53.24%とする。 令和4年度末の出来高予定は12.43%とする。
前払金の支払	契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額を支払うものとする。 (1) 令和2年度の前払金は、同年度末の出来高予定（34.33%）に4割を乗じて得た額とする。 (2) 令和3年度の前払金は、同年度末の出来高予定（53.24%）に4割を乗じて得た額とする。 (3) 令和4年度の前払金は、契約金額に4割を乗じて得た額から、(1)と(2)の額を控除した額とする。
中間前払金の支払い	契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、契約金額が変更された場合は、前払金と中間前払金の合計額は出来高予定額の10分の6を超えてはならない。 (1) 令和2年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定（34.33%）に2割を乗じて得た額とする。 (2) 令和3年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定（53.24%）に2割を乗じて得た額とする。 (3) 令和4年度の中間前払金は、契約金額に2割を乗じて得た額から、(1)と(2)の額を控除した額とする。
契約金の支払	(1) 令和2年度の支払限度額は契約金額に同年度末の出来高予定（34.33%）を乗じて得た額の9割とする。 (2) 令和3年度の支払限度額は契約額に同年度末までの出来高予定（87.57%）を乗じて得た額の9割から、(1)の額を控除した額とする。